



こども第83号
令和2年5月14日

社会福祉法人 小松市大和善隣館
理事長 和田 良一 様

小松市長 和田 慎司



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定される要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和2年5月14日 から 令和7年5月13日 まで